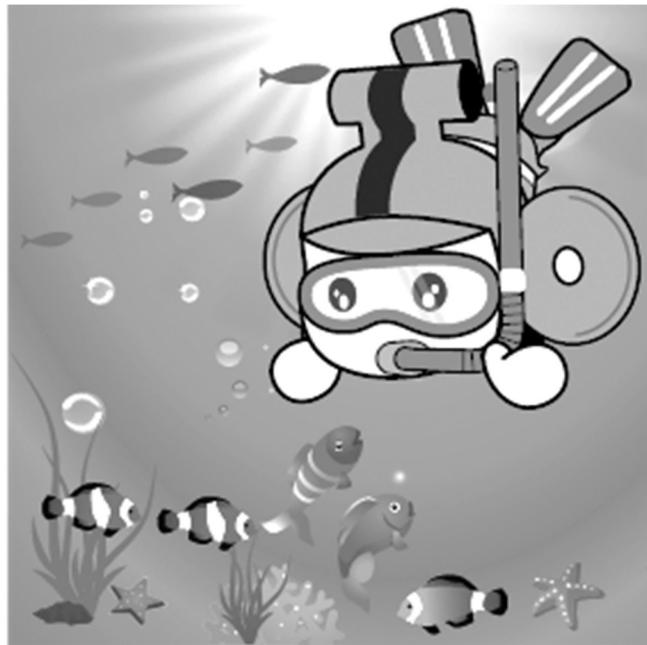


令和7年度

本庄市立学童保育室 夏季入室申込みのご案内



本庄市マスコット

はにぽん

受付窓口・お問い合わせ

【前原学童保育室について】

本庄市前原児童センター ☎0495-21-9820

－受付時間－

午前9時～午後5時30分（日曜日を除く）

本庄市では、保護者が仕事やその他の事情により、保育を必要とする市内公立小学校の1年生から6年生の児童を対象に、遊びと生活の場を提供する学童保育事業を行っています。

現在、入室児童数の空き状況に余裕のある公立学童保育室において、市内公立小学校夏季休業期間中の入室児童を募集します。

1. 申込期間 **令和7年6月16日(月) ~ 令和7年6月30日(月)** **午前9時 ~ 午後5時30分 (日曜日を除く)**

※郵送の場合は、令和7年6月30日必着です。

※申込先へ提出書類を持参、または郵送（簡易書留）してください。



2. 書類請求・申込先

申込書類は、本庄市ホームページからもダウンロードできます。→

募集保育室	場所	主な対象	書類請求・申込先	募集人数
前原学童保育室	前原児童センター内	市内公立小学校に在籍する1年生から6年生の児童	前原児童センター 〒367-0047 本庄市前原1-4-13 TEL: 21-9820	7名 (6月1日時点)

※本庄西小・本庄南小・中央小以外の小学校区も対象です。

※募集人数は変動する可能性があります。

3. 入室の基準

学童保育室に入室できる児童は、以下の①および②の条件を満たす小学生です。

①本庄市立小学校に在学する児童（1年生から6年生までの児童）

②以下のいずれかの理由（ア〜ク）に該当する家庭の児童

- ア.居宅外労働 ……昼間家庭外で仕事をしていること
- イ.居宅内労働 ……自営・農業・内職等、昼間家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしていること
- ウ.保護者の傷病等 ……保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神・身体に障がいを持っていること
- エ.病人の介護等 ……児童の家庭等（親族を含む）に長期にわたる病人や、心身に障がいがある人がいるため、常時その人の介護にあっていること
- オ.母親の出産 ……妊娠中であるか、または、出産後間がないこと（予定月をはさみ前後2か月の合計5か月以内、または出産月の後ろ2か月以内とする）
- カ.就労を目的とした就学をしている場合
- キ.家庭の災害 ……震災・風水害・火災その他の災害を受け、その復旧にあっていること
- ク.両親の行方不明等明らかに保育ができない場合 ……保護者の死亡・行方不明などの理由により児童を保育できないこと

4. 提出書類

チェック欄	提出書類	備考	入室の理由	
<input type="checkbox"/>	学童保育室入室申込書	入室希望児童 1 人につき 1 部提出してください。	-	
<input type="checkbox"/>	保育を必要とする証明書類 (注) 1	入室希望児童の人数に関わらず、保護者人数分各 1 部を提出してください。	-	
	就労証明書	児童の保護者等が就労している場合	ア、イ	
	保育を必要とする 申立書 (勤務以外)	疾病・障害等、または同居親族の看護・介護をしている場合	障害者手帳や確認できる書類をお持ちの場合は、写しを添付してください。お持ちでない場合は担当医師の署名が必要です。	ウ、エ
		出産の場合	母子健康手帳の表紙と、出産予定日（又は出産日）が記載されたページの写しを添付してください。	オ
		就学の場合	在学証明書および授業の時間が分かるカリキュラムを添付してください。（在学証明書が取得できない場合は、合格証書や入学金振込済証等の写し）	カ
	世帯の状況等の場合	確認できる書類をお持ちの場合は、写しを添付してください。お持ちでない場合は民生委員等の署名が必要です。	キ、ク	
<input type="checkbox"/>	令和 6 年度所得・課税証明書、または令和 6 年度非課税証明書 (注) 2	入室希望児童の人数に関わらず、保護者人数分各 1 部を提出してください。（令和 6 年 1 月 1 日現在、本庄市に住民登録がある人は不要です。）	-	

※(注) 1 住民登録上で同住所の 18 歳以上の親族全員分の提出が必要です。（単身赴任をしている方、婚姻関係になくとも同居している方の分も必要です。）

※(注) 2 同一世帯の 18 歳以上の方全員分の提出が必要です。（単身赴任をしている方、婚姻関係になくとも同居している方の分も必要です。）

※(注) 2 令和 7 年度の証明書ではありません。ご注意ください。

5. 保育期間および保育時間

・保育期間 令和 7 年 7 月 22 日(火)～令和 7 年 8 月 26 日(火)

・保育時間 午前 8 時～午後 6 時

延長保育・・・午後 6 時～午後 7 時

※登室・降室時は、保護者の送迎が必要です。

・休業日 ①日曜日・休日

②その他、災害等による学校休校日など

6. 保護者負担金（児童1人当たりの保育料）等

・保護者負担金（児童1人当たりの保育料）

入室児童の世帯の課税状況等により決定します。

区分		保護者負担金（月額）	延長に係る保護者負担金（30分ごとの額）
生活保護法による被保護世帯		0円	0円
令和6年度 市町村民税	非課税世帯	0円	0円
	均等割課税世帯	2,500円	50円
	所得割課税世帯	5,500円	100円

・その他

別途、おやつ代（イベント代等含む）月額2,000円と、児童クラブ共済保険料2か月分が必要です。

（保険料：135円／1か月）

7. 入室までの日程（予定）

- ・入室申込み受付 令和7年6月16日（月）～令和7年6月30日（月）
- ・入室審査 令和7年7月上旬
- ・入室決定通知、入室保留通知発送 令和7年7月上旬～中旬

※入室審査以降の日程は、前後する場合があります。

※募集人数を超える申込みがあった場合、提出書類等に基づき、低学年や保育が必要な度合いが高い方から決定します。

※募集人数を超える申込みがあり、入室保留となった児童は、欠員が出るまでお待ちいただくことになります。

※入室保留となった児童が、他の学童保育室へ入室決定した等の理由により、入室（保留）登録を辞退する場合は、速やかに申込み先の児童センターへご連絡ください。

※虚偽の申込みが判明した場合、その申込みは無効となり、入室承諾後においても承諾を取り消します。